



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県

第72号

平成29年9月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主　要　目　次

## 告　　示

- 1055 新潟県議会9月定例会の招集(政策課)
- 1056 公共測量の実施通知(監理課)
- 1057 土地収用法による事業の認定(用地・土地利用課)

## 公　　告

- 大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)

## 告　　示

## ◎新潟県告示第1055号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、新潟県議会9月定例会を平成29年9月26日午後1時新潟県議会議場に招集する。

平成29年9月19日

新潟県知事　米山　隆一

## ◎新潟県告示第1056号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、六九地区土地改良共同施行代表から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年9月19日

新潟県知事　米山　隆一

- 1 作業種類　公共測量(団体営(非補助)土地改良事業　六九地区　確定測量)
- 2 作業期間　平成29年9月11日から平成30年3月8日まで
- 3 作業地域　阿賀野市小浮、寺社、上江端地内

## ◎新潟県告示第1057号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年9月19日

新潟県知事　米山　隆一

- 1 起業者の名称  
社会福祉法人はなみづき福祉会

- 2 事業の種類  
ひごし中央保育園敷地拡張・建替え事業

- 3 起業地  
(1) 収用の部分  
長岡市高瀬町字浦田地内

- (2) 使用の部分  
なし

- 4 事業の認定をした理由  
(1) 法第20条第1号の要件への適合性

ひごし中央保育園敷地拡張・建替え事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する第2種社会福祉事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、「長岡市公立保育園民営化実施計画」に基づき、市立保育園の移管先として市より選定された法人であり、また本件事業に必要な経費については、自己資金のほか借入金及び補助金により予算措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

ひごし中央保育園は、長岡市が昭和55年に長岡市立日越保育園として建設し開園したが、施設の老朽化の状況や児童数の推移などを考慮し、市の方針により、平成29年度に民営化保育園として選定され、起業者に移管されたものである。

当該保育園の現在の園舎は、築37年が経過し、老朽化による施設の劣化と、中越大震災等の度重なる被災による損傷により著しく危険な状況である。また、近年、日越地区では住宅地の供給が多く、乳幼児数の増加が見込まれているところ、現在の園舎の規模では、厚生労働省の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に照らし、新規の入園希望に対応することができない。さらに駐車場不足から、児童を送迎するための車が、園周辺の市道に列を作り、近隣住民に迷惑である上、大変危険であった。本件事業は、これらを解消するため、現在の敷地を拡張し、将来の児童数の増加に見合った定員に対応する規模の園舎に建て替えるとともに、駐車場及び送迎レーンを整備するものである。

本件事業の実施により、定員増加に対応できる規模で、耐震性に優れた安全な園舎となり、地域住民のニーズに応じた保育活動が実施できるものである。また、送迎時の路上駐車の解消により、園児や道路利用者にとって安全が確保されることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業は、既存の敷地と一体の工事となり、保育活動を継続しながらの建設となるため、工事の騒音や振動等、園児への影響が懸念されるが、施行に当たっては、建物周辺を防音シートで覆い、騒音の低減、拡散に努めるほか、園児の昼寝時間中は大きな音や振動の生じる工事は避けるよう配慮することとしている。また、工事期間中は屋外遊技場の使用が不便となるが、運動会等行事の実施については近くの日越小学校と連携して行うなどの計画であり、影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地は、鳥獣保護区に含まれておらず、周知の遺跡や史跡名勝天然記念物も存在しない旨、それぞれ市の担当課に確認している。また、起業地のうち、拡張しようとする土地は現在、田であるが、既存の敷地を活用することで拡張面積ができるだけ小さくするとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、農業への配慮や園児が安心・安全な環境で保育できる場所であることを条件に3箇所を選定し、社会的条件や経済的条件をも考慮して比較検討した結果、失われる農地の面積が最も少なく、周辺住家等の騒音の懸念も小さい本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の園舎は、老朽化と震災による損傷が著しく、危険であり、耐震性のある安全な園舎の改築が早急に必要であると認められる。また、住宅団地の分譲に伴い、地区的乳幼児数の増加が見込まれることから、定員増加に速やかに対応すべきと考えられ、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長岡市役所さいわいプラザ（保育課）

公 告

**大規模小売店舗の新設について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年9月19日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ダイレックス燕店

所在地 燕市東太田字杉名田6771番 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称 大和ハウス工業株式会社

法人代表者氏名 代表取締役 大野 直竹

住所 大阪府大阪市北区梅田三町目3番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称 ダイレックス株式会社

法人代表者氏名 代表取締役 貞方 宏司

住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年5月2日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計1,609平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計66台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 計65平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 計22立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・ダイレックス株式会社

午前9時から午後10時

(2) 来客が駐車場を利用する時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

・出入口の数 2箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

7 届出年月日

平成29年9月1日

8 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

9 縦覧期間

平成29年9月19日から平成30年1月19日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp